

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

銀行代理業制度、外国銀行代理業務制度の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 28 年 3 月 3 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

銀行（外国銀行支店）が、外国銀行の業務の代理・媒介（外国銀行代理業務）を営もうとするときは、外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（所属外国銀行）ごとに認可を受けなければならない。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

銀行が、海外において、預金の引受け、資金の貸付け又は為替取引の契約の締結の代理・媒介を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、認可を受けなければならない。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

銀行代理業者が、許可申請時に提出した書類等に変更があった場合は、当該変更のあった日から2週間以内に、その旨を届け出なければならない。

ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和

銀行代理業者が、その許可申請書に記載した事項に変更があった場合は、その旨を届け出なければならない。

② 問題点

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

現行規制のように、委託元である外国銀行ごとに認可が必要である場合には、特にグローバルに経済活動を展開する金融グループからは、例えば、日

本に本拠地を置く企業グループの世界各地の支店・関係会社に対して、当該金融グループの各拠点を活用して、グループ一体で機動的にサービス提供することが行いづらくなっているとの指摘がある。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

銀行が海外において当該銀行の子会社である外国銀行に業務を委託しようとした場合、そもそも当該子会社である外国銀行は、その設立の際、認可を受けているため、認可が重複しているのではないかとの指摘がある。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

変更届出が必要となる対象としては、銀行代理業者のみならず、当該銀行代理業者の子会社、子法人等、当該銀行代理業者の親法人等及びその子法人等も含まれ、例えばそれらの役員の変更等においては、銀行代理業者が多数の企業を要する企業グループが含まれる場合、その変更届出の期間である2週間以内に、グループを把握し行政庁（国）へ提出することは、実務的な観点から事実上対応が不可能との指摘がある。

二. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和

銀行が他の銀行の銀行代理業者となっている場合、例えば、当該銀行代理業者の役員が変更となった際は、行政庁（国）に対し、銀行代理業者としての役員の変更届出のみならず、銀行としての役員の変更届出を提出する必要があり、同様の届出を2種類、行政庁（国）へ提出する必要があるため、過剰規制となっているとの指摘がある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

委託元である外国銀行は直接の監督権限が及ばないことから、国内においてその業務の代理・媒介を行う銀行（外国銀行支店）に対する監督を通じて、外国銀行によって不適切な金融サービスが国内で提供されることを防ぐためにも、認可制は引き続き必要であるが、監督当局において、委託元たる外国銀行グループ全体のビジネスモデルや内部管理体制等について審査し、これに加え、個々の委託先である銀行（外国銀行支店）について、日々の監督等を的確に行うことを前提とすれば、現行の外国銀行ごとの個別認可制だけでなく、新たに委託元である外国銀行のグループ単位での包括的な認可制のもとで、当該グループ内の外国銀行が新たに委託元となる場合には届出を求めることとすることが適当であると考えられる。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

銀行が、海外において当該銀行のグループ会社以外の外国銀行に委託する場合には、不適切な外国銀行の業務による当該銀行の健全性への影響を排除するため、認可制は引き続き必要と考えるが、当該銀行のグループ内子会社である外国銀行については、その設立の際に、当該外国銀行の業務の適切性や財務の健全性を認可制のもと審査しており、また、銀行の子会社として業務の適切性や財務の健全性の確認を日々の監督等において的確に行っているため、当該銀行の子会社である外国銀行に限り、認可制を届出制とすることは適当と考えられる。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

変更届出は、行政庁（国）として然るべき期間内にその変更を把握することが目的であるから、その期間が提出者である銀行代理業者が指摘する実質的に2週間以内では困難であるならば当該期間を変更する必要があると考えられるが、その期間については、変更事由の発生から行政庁（国）への届出まで30日以内であれば対応可能であるとの提出者の意見を踏まえると、当該期間までの延長を行うことは適当と考えられる。

ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和

変更届出は、銀行と銀行代理業者との監督上の性質の違いから、両者より届出を求めているところであるが、両者の変更届出の提出先が同一の場合は、一方の届出（銀行代理業者）を不要としたとしても、もう一方からの届出（銀行）が提出されることから、銀行が他の銀行の銀行代理業者となっている場合に限り、当該銀行代理業者からの変更届出は不要とすることが適当と考えられる。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

- ① 銀行法第52条の2第1項
- ② 長期信用銀行法第6条の3第1項

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

- ① 銀行法第8条第4項（新設）
- ② 長期信用銀行法第17条（準用）
- ③ 農林中央金庫法第3条第7項（新設）

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

- ① 銀行法第 52 条の 39 第 1 項
- ② 長期信用銀行法第 17 条（準用）
- ③ 信用金庫法第 89 条第 5 項（準用）
- ④ 協同組合による金融事業に関する法律第 6 条の 5 第 1 項（準用）
- ⑤ 労働金庫法第 94 条第 3 項（準用）
- ⑥ 農林中央金庫法第 95 条の 4 第 1 項（準用）
- ⑦ 農業協同組合法第 92 条の 4 第 1 項（準用）
- ⑧ 水産業協同組合法第 121 条の 4 第 1 項（準用）
- ⑨ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第 33 条第 1 項（適用）
- ⑩ 信託業法第 71 条第 1 項

ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の変更届出事項の緩和

- ① 銀行法第 52 条の 61 第 2 項
- ② 長期信用銀行法第 17 条（準用）
- ③ 信用金庫法第 89 条第 5 項（準用）
- ④ 協同組合による金融事業に関する法律第 6 条の 5 第 1 項（準用）
- ⑤ 労働金庫法第 94 条第 3 項（準用）
- ⑥ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第 33 条第 1 項（適用）

(3) 規制の新設又は改廃の内容

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

委託元である外国銀行のグループ単位での包括認可制及び当該グループから新たに所属外国銀行となる場合の届出制を導入する。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

銀行が、海外において、当該銀行の子会社である外国銀行に業務を委託する旨の契約を締結しようとする場合及び当該業務を終了する場合は、届出制とする。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

銀行代理業者の変更届出の提出期間を 2 週間以内から 30 日以内に延長する。

ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の変更届出事項の緩和

銀行が、他の銀行の銀行代理業者となっている場合の銀行代理業者としての

変更届出を不要とする。

5. 想定される代替案

- イ. 銀行（外国銀行支店）が外国銀行代理業務を行う場合は全て届出制とする。
- ロ. 銀行が、海外において、外国銀行に業務を委託しようとする場合及び当該業務を終了する場合は、全て届出制とする。
- ハ. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。
- ニ. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

- イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入
同一の外国銀行グループに属する複数の外国銀行から外国銀行代理業務の委託を受ける場合、グループ単位での包括認可制となるため、委託元外国銀行ごとに、その都度、認可申請を行うよりは、グループ単位に集約して申請が可能となるため、行政庁（国）への認可申請に係る費用が軽減されるが、認可後に所属外国銀行が新規に追加される場合は届出の提出が必要なため、届出提出に係る費用が発生する。
- ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し
銀行が、海外において当該銀行の子会社である外国銀行に業務を委託する場合、行政庁（国）への認可申請に係る費用は不要となるが、届出提出に係る費用が発生する。
- ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長
期間延長により、行政庁への訪問回数が減少するため、行政庁（国）への変更届出の提出に係る費用が軽減する。
- ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和
銀行が、他の銀行の銀行代理業者となっている場合、銀行代理業者としての変更届出の提出に係る費用が不要となる。

② 代替案

- イ. 銀行（外国銀行支店）が外国銀行代理業務を行う場合は全て届出制とする。
認可制が届出制となることから、行政庁（国）への認可申請に係る費用は

不要となるが、届出提出に係る費用が発生する。

ロ. 銀行が、海外において、外国銀行に業務を委託しようとする場合及び当該業務を終了する場合は、全て届出制とする。

海外において外国銀行に業務を委託する場合の行政庁（国）への認可申請に係る費用は不要となるが、届出提出に係る費用が発生する。

ハ. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。

行政庁（国）への変更届出の提出に係る費用が不要となる。

ニ. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。

行政庁（国）への変更届出の提出に係る費用が不要となる。

(2) 行政費用

① 本案

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

同一外国銀行グループに属する複数の外国銀行から外国銀行代理業務の委託を受ける場合、グループ単位での包括認可制となるため、委託元外国銀行ごとに、その都度、認可審査を行うよりは、行政庁（国）の認可審査に係る費用が軽減されるが、認可後に所属外国銀行が新規に追加される場合は、届出の受理が必要なため、届出受理に係る費用が発生する。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

銀行が、海外において当該銀行の子会社である外国銀行に業務を委託する場合、認可審査に係る費用は不要となるが、届出受理に係る費用が発生する。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

期間延長により、行政庁（国）への訪問回数が減少するため、届出受理に係る費用は軽減されるが、届出期間が延長されることにより、延長されている期間、行政庁（国）自らが権限を行使し現状把握しなければならない場面も発生することから、事象発生後2週間で提出されるよりは銀行代理業者の現状把握等に関する監督・検査に係る費用が増加する。

ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和

変更届出が提出されないことから、変更届出受理に係る費用が不要となるが、行政庁（国）内で、銀行監督に係る業務と銀行代理業者の監督に係る業

務が必ずしも同一ではないことから、銀行代理業者としての現状把握等に関する監督・検査に係る費用が増加する。

② 代替案

イ. 銀行（外国銀行支店）が外国銀行代理業務を行う場合は全て届出制とする。

認可制が届出制となることから、行政庁（国）において、認可審査に係る費用は不要となるが、届出受理に係る費用が発生する。届出のみで認可に係る審査手続が発生しないことから、より詳しい現状把握が困難となり、所属外国銀行の業務の適切性や財務の健全性の把握等に関する監督等に係る費用が増加する。

ロ. 銀行が、海外において、外国銀行に業務を委託しようとする場合及び当該業務を終了する場合は、全て届出制とする。

認可制が届出制となることから、認可審査に係る費用は不要となるが、届出受理に係る費用が発生する。届出のみで認可に係る審査手続が発生しないことから、より詳しい現状把握が困難となり、外国銀行の業務の適切性や財務の健全性の把握等に関する監督等に係る費用が増加する。

ハ. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。

銀行代理業者からの届出受理に係る費用は不要となるが、行政庁（国）内で、銀行監督に係る業務と銀行代理業者の監督に係る業務が必ずしも同一ではないこと、行政庁（国）自らが権限を行使し現状把握等を行わなければ、銀行以外の銀行代理業者の状況を把握することができないことから、銀行代理業者の現状把握等に関する監督・検査に係る費用が増加する。

ニ. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。

銀行代理業者からの届出受理に係る費用は不要となるが、行政庁（国）内で、銀行監督に係る業務と銀行代理業者の監督に係る業務が必ずしも同一ではないこと、行政庁（国）自らが権限を行使し現状把握等を行わなければ、銀行以外の銀行代理業者の状況を把握することができないことから、銀行代理業者の現状把握等に関する監督・検査に係る費用が増加する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入特になし。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し
特になし。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長
特になし。

二. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の
緩和
特になし。

② 代替案

イ. 銀行(外国銀行支店)が外国銀行代理業務を行う場合は全て届出制とする。
国際的に事業展開する企業へのより機動的な金融サービスの提供が可能
となるが、業務・財務状況が不健全な外国銀行の国内への参入を許す可能性
が高くなり、利用者保護に支障が生ずるおそれがある。

ロ. 銀行が、海外において、外国銀行に業務を委託しようとする場合及び当該
業務を終了する場合は、全て届出制とする。
国際的に事業展開する企業へのより機動的な金融サービスの提供が可能
となるが、業務・財務状況が不健全な外国銀行と当該企業との取引を許す可
能性が高くなり、利用者保護に支障が生ずるおそれがある。

ハ. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。
銀行が銀行代理業者となっている場合を除き、銀行代理業者からの届出の
提出がないことから、銀行以外の銀行代理業者の種々の変更が把握できない
ため、行政庁(国)自らが権限を行使し現状把握を行わなければ、銀行以外
の銀行代理業者の役員等の不適格者の就任や不適切な業務への参入が把握
できず、このため、態勢等の悪化状況を察知することができないことから、
利用者保護に支障が生ずるおそれがある。

二. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。
銀行が銀行代理業者となっている場合を除き、銀行代理業者からの届出の
提出がないことから、銀行以外の銀行代理業者の種々の変更が把握できない
ため、行政庁(国)自らが権限を行使し現状把握を行わなければ、銀行以外
の銀行代理業者の役員等の不適格者の就任や不適切な業務への参入が把握
できず、このため、態勢等の悪化状況を察知することができないことから、
利用者保護に支障が生ずるおそれがある。

7. 規制の便益

① 本案

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

特にグローバルに経済活動を展開する金融グループが日本に本拠地を置く企業グループの世界各地の支店・関係会社に対して、当該金融グループの各拠点を活用して、グループ一体で機動的にサービス提供が行えるようになることが期待できる。また、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供が図られることから、利用者利便の向上が期待でき、また、我が国企業の海外進出の後押しにもなることが期待できる。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

国際的に事業展開する企業へのより機動的な金融サービスの提供が図られることにより、利用者利便の向上が期待でき、また、我が国企業の海外進出の後押しにもなることが期待できる。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

提出期限の関係から、変更が発生した都度、行政庁（国）へ届け出ていたと考えられるところ、期限延長により一定程度まとめて提出が可能になるため、銀行代理業者の遵守費用の削減効果とともに効率的な業務運営等が図られることにより、利用者利便の向上が期待できる。

ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の銀行代理業者としての変更届出事項の緩和

銀行が銀行代理業者である場合、当該銀行の銀行代理業者としての変更届出の提出が不要となることから、遵守費用の削減効果とともに効率的な業務運営等が図られることにより、利用者利便の向上が期待できる。

② 代替案

イ. 銀行（外国銀行支店）が外国銀行代理業務を行う場合は全て届出制とする。

全てが届出制となることから、包括認可制より更に、グローバルに経済活動を展開する金融グループが日本に本拠地を置く企業グループの世界各地の支店・関係会社に対して、当該金融グループの各拠点を活用して、グループ一体で機動的にサービス提供が行えるようになることが期待できる。また、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供が図られることから、利用者利便の向上が期待でき、また、我が国企業の海外進出の後押しにもなることが期待できる。

ロ. 銀行が、海外において、外国銀行に業務を委託しようとする場合及び当該業務を終了する場合は、全て届出制とする。

全てが届出制となることから、国際的に事業展開する企業へのより機動的な金融サービスの提供が図られることにより、利用者利便の向上が期待でき、また、我が国企業の海外進出の後押しにもなることが期待できる。

ハ. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。

銀行代理業者の変更届出が全て不要となることから、銀行代理業者全体の遵守費用の削減効果が期待できる。

ニ. 銀行代理業者の変更届出を全て不要とする。

銀行代理業者の変更届出が全て不要となることから、銀行代理業者全体の遵守費用の削減効果が期待できる。

8. 政策評価の結果

(1) 費用と便益の関係の分析

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

外国銀行グループ単位での包括認可制（本案）を選択した場合、委託元外国銀行ごとにその都度認可申請を行うことに比べ認可申請に係る費用は軽減されるが、包括認可後に新たに所属外国銀行が追加される場合、その都度届出が必要となることから届出に係る費用が発生する。しかしながら、当該業務に係る認可申請方法の選択肢が増えるため、外国銀行グループ一体で機動的にサービス提供を行えるようになること、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供が図られることも期待できることにより、利用者利便の向上が期待できる。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

銀行が、海外において当該銀行の子会社である外国銀行に業務を委託する場合、認可制から届出制（本案）に移行することにより、認可申請に係る費用は軽減されるが、届出に係る費用が発生する。しかしながら、届出制に移行することにより、当該銀行の子会社である外国銀行への委託が容易となるため、国際的に事業展開する企業への機動的な金融サービスの提供が図られることにより、利用者利便の向上が期待できる。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

変更届出の提出期間が2週間以内から30日以内に延長（本案）されること

により、行政庁（国）への訪問回数が減少することから届出に係る遵守費用が軽減されるが、銀行代理業者の現状把握等のための行政費用が増加する。しかしながら、期間延長により、一定程度まとめて行政庁（国）へ提出することが可能となるため遵守費用の削減効果とともに効率的な業務運営等が図られることにより、利用者利便の向上が期待できる。

二. 銀行が銀行代理業者となった場合の変更届出事項の緩和

銀行が銀行代理業者となっている場合の銀行代理業者としての変更届出が不要となる（本案）ため、届出に係る遵守費用が不要となるが、銀行代理業者の現状把握のための行政費用が増加する。しかしながら、本案により、遵守費用の削減効果とともに効率的な業務運営等が図られることにより、利用者利便の向上が期待できる。

以上を勘案すれば、本案が適当であると考えられる。

(2) 代替案との比較

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

代替案の場合、全てが届出制となることから、認可に係る費用が不要となるため、本案より遵守費用が軽減されることに伴い当該業務を機動的に行うことが可能となることから、国際的に事業展開する企業へ効率的な金融サービスの提供が図られること、利用者利便の向上や我が国企業の海外進出の後押しにもなることが期待できる。

しかしながら、代替案については、所属外国銀行に監督権限が及ばないことから、所属外国銀行の業務の適切性や財務の健全性の把握等が困難となり、行政費用が増加するとともに、業務・財務状況が不健全な外国銀行の参入を許す可能性が高くなり、利用者保護に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

ロ. 銀行が海外で外国銀行に業務を委託する場合の認可制の見直し

代替案の場合、全てが届出制となることから、認可に係る費用は不要となるため、本案より遵守費用が軽減されるとともに、銀行は海外において外国銀行への業務委託が更に容易となるため、国際的に事業展開する企業へのより機動的な金融サービスの提供が図られ、利用者利便の向上が期待でき、また、我が国企業の海外進出の後押しにもなることが期待できる。

しかしながら、代替案については、委託先となる外国銀行に監督権限が及ばないことから、当該外国銀行の業務の適切性や財務の健全性の把握等が困難となり、行政費用が増加するとともに、業務・財務状況が不健全である外国銀行と国際的に事業展開する企業との取引を許す可能性が高くなり、利用者保護に

支障が生ずるおそれがあると考えられる。

ハ. 銀行代理業者が行う変更届出の提出期間の延長

代替案の場合、届出に係る費用が不要となるため、本案より遵守費用が軽減されるとともに、その効果により効率的な業務運営等が期待できる。

しかしながら、代替案については、銀行が銀行代理業者となっている場合を除き、銀行代理業者からの届出の提出がないことから、銀行以外の銀行代理業者の種々の変更が把握できないため、現状把握等のための行政費用が増加する。また代替案は、行政庁（国）自らが権限を行使し現状把握を行わなければ、銀行以外の銀行代理業者の役員等の不適格者の就任や不適切な業務への参入が把握できず、このため、態勢等の悪化状況を察知することができないことから、利用者保護に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

ニ. 銀行が銀行代理業者となった場合の変更届出事項の緩和

代替案の場合、届出に係る費用が不要となるため、本案より遵守費用が軽減されるとともに、その効果により効率的な業務運営等が期待できる。

しかしながら、代替案については、銀行が銀行代理業者となっている場合を除き、銀行代理業者からの届出の提出がないことから、銀行以外の銀行代理業者の種々の変更が把握できないため、現状把握等のための行政費用が増加する。また代替案は、行政庁（国）自らが権限を行使し現状把握を行わなければ、銀行以外の銀行代理業者の役員等の不適格者の就任や不適切な業務への参入が把握できず、このため、態勢等の悪化状況を察知することができないことから、利用者保護に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

以上の点を総合的に勘案すれば、本案を選択することが適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

イ. 外国銀行代理業務制度の外国銀行グループ単位での包括認可制の導入

金融審議会金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告「金融グループを巡る制度のあり方について」（平成27年12月22日）において、委託法人元単位での個別認可に代えて、委託元法人グループ単位での包括的な認可制のもとで、グループ内の外国銀行が新たに委託元となる場合には届出を求めるとすることが適当と考えられるとされている。

10. レビューを行う時期又は条件

「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正す

る法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。